

国民皆歯科健診の実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国においては、歯科健診として、乳幼児歯科健診や小・中・高校生を対象とした学校歯科健診の実施が義務付けられている一方で、成人期における歯周疾患検診や後期高齢者歯科健診の受診率は極めて低く、事業所においても歯科健診は有害業務に従事する労働者に限定されている。

近年は、口腔の状態を早期に把握し、機能低下を未然に防ぐ「オーラルフレイル対策」に象徴されるように、歯を含めた口腔機能の維持と全身の健康との関連性に注目が集まっているため、8020運動をさらに推進し、受診機会を広く確保するなど、歯科疾患対策を強化する必要がある。

こうした中、令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討を行うことが初めて盛り込まれたことから、あらゆる年代の国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことに対して期待が高まっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民皆歯科健診を実現し、生涯にわたり口腔と全身の健康の増進を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たり、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させるための必要な措置を講ずること。
- 2 国民皆歯科健診の着実な実施のために、十分な財政措置を講ずること。
- 3 国民皆歯科健診の実現と併せて、国民に対して口腔の健康づくりや歯科健診の重要性について啓発を行うとともに、健診後も定期的な受診を奨励するなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。